

名張市農業マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 名張市農業マスタープラン（以下「計画」という。）の策定に当たり、市民を豊かにする都市農業の創造と魅力ある新しい名張農業の振興に向けて、市民各層の幅広い意見を反映するため、名張市農業マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の基本的な考え方に関すること。
- (2) 計画の内容に関すること。
- (3) その他計画策定に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の役職員
- (3) 市内の農業関係団体の役職員
- (4) 公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は計画の策定終了までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、それぞれ前条各号に掲げる委員として委嘱を受けるべき地位を失ったときは、その職を失う。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、産業部農林資源室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年9月20日から施行する。